

## ☆ 最近の予備監査事例から ☆

### 同じような事例がないか、チェックしてみてもいいでしょうか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

#### **旅費は 適時に支給しましょう！**

支出命令の不適当(指摘)

旅費の支給において、旅行完結後6箇月以上経過してから支給している例がありました。

原因は、新しく担当になった職員が、財務会計システムに不慣れであったことや、旅費システムへの入力事務を他の職員に頼めなかったこと等により、結果的に旅費の支給が大幅に遅延してしまいました。

システムに不慣れな人には、周りの人も、応援してあげましょう。

困ったな～



#### **出張の際は、交通手段の確認も忘れずに！**

支出命令の不適当(注意)

県立学校においてスポーツ大会の生徒引率に係る旅費の支給において、レンタカーを利用したにもかかわらず、鉄道賃により積算した旅費を支給したことから過支給となったものがありました。

原因は、旅行者がレンタカーによる旅行の申し出をしておらず、また、旅費を精算払いしたにもかかわらず旅費の内容確認を怠っていたことや旅行命令者が旅行手段の実態を十分把握していなかったこと等によります。

旅費の支給に当たり、旅行手段の確認を行なうことや関係書類との整合性についても注意することが必要です。

## 入札から随意契約への移行は要注意！

落札人決定等の不適當(注意)

委託業務の指名競争入札において、当初の落札者が入札金額の誤りを理由に契約を辞退したため、その次に入札価格の低かった3社により見積もり合わせを実施し、改めて契約しましたものの、当初の落札金額を超えて契約していたものがありました。

地方自治法施行令第167条の2第3項によれば、落札者が契約をしないとき「随意契約で契約する場合、落札金額の制限内でこれを行なうものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない」となっていますので注意が必要です。

## 資金前渡金より立替が便利？

その他支出事務の不適當(注意)

需用費の資金前渡金の支払において、資金前渡職員が当該前渡金(隔地払)を金融機関から受け取ることなく、私費で立替払いを行なって資金前渡精算書を提出しているものがありました。

この事案は、資金前渡職員が銀行から前渡金を受け取ることを忘れたものですが、立替払いした職員への支払が1年以上経過してから行なわれていました。

立替払いを行なうことも認められていませんし、そのまま放置していることも問題です。

### 事務局長からのひとくちコメント

今年度も監査、審査にご協力をいただきありがとうございました。

今号では平成22年度の監査等の重点項目を説明しております。昨年度来の不適當な事務処理を踏まえ、予算の適正な執行に留意することを引き続き基本方針に掲げ、需用費及び備品購入費のほか、調定事務の執行、財産の管理、公営企業及び出資法人等の財務、学校徴収金・団体徴収金等の管理を5つの重点事項としました。

特に、不適當な事務処理の再発防止策は、平成20年11月に知事部局や教育委員会等について、また21年10月に警察について、調査報告書が出されました。例えば、職員教育(意識改革)、物品調達システムの見直し、内部統制の強化、再発防止のための業者への協力要請、節減加算システムの運用など予算執行システムの見直し、国への制度改善要請ですが、これらの再発防止策の着実な実行により、適正な事務処理が推進されていくことを願っています。

監査においても、事務執行の状況を確認しながら適正な事務処理の確認・支援を行っていきたいと考えております。

平成22年度  
もよろしく  
お願いします。



## ☆ 平成 21 年度の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意の件数が、倍増に近い結果(前年度比)。

### 結果

平成 21 年度における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 20 年度の指摘・注意件数に比較して、指摘が 34 件、注意が 30 件増加し、平成 17 年度(指摘 40 件、注意 80 件)と並び、過去5年間で最も多い件数となっています。

| 指摘区分別   | 平成 21 年度 |    |     | 平成 20 年度 |    |    | 対前年比 |     |     | 適用<br>(H21 の主な内容)                         |
|---------|----------|----|-----|----------|----|----|------|-----|-----|---|
|         | 指摘       | 注意 | 合計  | 指摘       | 注意 | 合計 | 指摘   | 注意  | 合計  |   |
| 予算経理一般  | -        | 1  | 1   | -        | -  | -  | -    | +1  | +1  | 予算の配当遅れ                                   |
| 収入事務    | 18       | 18 | 36  | 10       | 4  | 14 | +8   | +14 | +22 | 調定の不適當→28<br>(調定の遅れ→16)                   |
| 支出事務    | 30       | 32 | 62  | 16       | 17 | 33 | +14  | +15 | +29 | 手当関係→28                                   |
| 契約事務    | 6        | 1  | 7   | -        | 8  | 8  | +6   | △ 7 | △ 1 | 予定価格における根拠のない歩切り                          |
| 工事の執行   | -        | 1  | 1   | -        | -  | -  | -    | +1  | +1  | 積算誤り                                      |
| 補助金事務   | 3        | 1  | 4   | 1        | -  | 1  | +2   | +1  | +3  | 交付決定等の誤りや遅れ                               |
| 財産管理    | 2        | 7  | 9   | -        | 6  | 6  | +2   | +1  | +3  | 物品の取得、管理又は処分の手続きの誤り                       |
| 行政事務の執行 | 2        | 4  | 6   | 0        | 0  | 0  | +2   | +4  | +6  | 経済的に執行していないもの、法令等に違反しているもの、執行管理体制が適切でないもの |
| 合 計     | 61       | 65 | 126 | 27       | 35 | 62 | +34  | +30 | +64 |   |

注) 指摘事項は県報公表を行っている不適当な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

### 【 特 徴 】

- ・特に、収入(特に調定)関係や県立学校等での手当関係など、担当者以外のチェックが少ない公所での誤りが多く見られます。
- ・制度の理解不足や法令・規則改正等の情報不足による誤りが多く見られます。これらを防ぐためにも、職場内での情報共有と相互支援ができる環境づくりが必要です。
- ・なお、今年度の指摘・注意件数には、会計事務自己点検により自主的に是正されたものでも、時間的・経済的な不利益を生じていた内容のために、指摘・注意となった案件も含まれております。

☆ 平成22年度の監査の計画が決まりました。 ☆

監査委員事務局では、毎年度、「監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」を立て、新年度の監査等に臨みます。

平成22年度の「執行方針」と「実施計画」の主な内容は、次のとおりです。

【執行方針について】

【基本方針】

不適当な事務処理を踏まえ、予算の適切な執行に留意することを引き続き基本方針に掲げました。

※ 財務監査、行政監査、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査、財政健全化判断比率等審査に係る執行方針を一体的なものとししました。

【重点項目】

- (1) 調定事務の執行
- (2) 財産(特に、土地及び建物)の管理
- (3) 需用費及び備品購入費の執行
- (4) 公営企業及び出資法人等の財務
- (5) 学校徴収金、団体徴収金等の管理

平成22年度の重点項目は「調定事務の執行」なんだって。

そういえば、収入関係のチェックは、支出に比べて、ちょっと意識が違っていたような気がするわね。

調定の漏れや遅れ、減免措置等の不適當、納入義務者や調定金額の誤り、所属年度又は歳入科目の誤り、納期限の不適當など、気をつけなければならないことは、たくさんありますね。

【平成22年度の重点項目の主な特徴】

- ① 平成21年度まで重点項目であった「業務委託及び請負工事の随意契約」については、通常の点検項目とし、指摘・注意が増加している「調定事務の執行」を新たに重点項目とすることとしました。
- ② 不適当な事務処理の状況を踏まえ、需用費及び備品購入の執行」を、引き続き重点項目としました。
- ③ 「学校徴収金等」についても、依然として不適当な事務処理が認められることから、教育委員会以外の所管も含め、引き続き重点項目として監査することとしました。

【定期監査実施計画の主な見直し内容】

- 1 監査実施計画数 298 機関とし、**実施率**を前年度 **90.3%**から本年度 **92.3%**に向上させます。
- 2 期中監査で実施していた4準地方公所及び4地域診療センター(紫波、大迫、住田、九戸)を決算監査での実施とし、**決算監査率**を **56.0%**⇒**58.4%**に向上させます。
- 3 予備監査の充実のため、**従事職員数**を見直しました。(本庁主管室課、県立学校他)